

# 青森県環境生活部県境再生対策室 現地事務所だより

第17号 平成18年10月13日発行

発行元: 青森県環境生活部県境再生対策室現地事務所  
〒039-0201 三戸郡田子町大字田子字天神堂向146

TEL 0179-20-7044  
FAX 0179-20-7045

県境再生対策室ホームページ <http://www.kenkyo.pref.aomori.jp/>

## ■廃棄物本格撤去計画書案についての住民説明会を開催しました。

平成18年9月13日(水)、午後6時から田子町中央公民館において住民説明会を開催しました。

説明会では、平成19年度から始めることにしている廃棄物本格撤去についての計画書案のほか、汚染拡散防止対策工事の進捗状況、一次撤去の進捗状況や環境モニタリング調査結果について県から説明を行いました。

説明会において住民の皆様からいただいた主なご質問、ご意見は次のとおりです。



【説明会には約40名の方が来場されました。】

### 1 主なご質問と県からの説明要旨

#### (1) 情報提供などに関するご質問

何度か住民説明会を開いて、分からない部分、不明な部分、不審な部分というものを無くしていかないと住民の納得が得られない。

##### 【県からの説明】

今後の住民説明会の開催については町と相談して取扱いを考えていきます。

#### (2) 撤去対象量などに関するご質問

岩手県では、撤去対象量を調べ直した結果、最初の計画よりも撤去対象量が増えたということがあったようだが、青森県ではこれから調べ直す計画が全くないのかどうか。

##### 【県からの説明】

現在は全体量の1割強を撤去した段階であり、撤去対象量の増減の見通しは、今後さらに撤去を進めないとはっきりしないものと考えていますが、時期が来たら撤去計画を見直すことがあります。

#### (3) 廃棄物の処理先に関するご質問

① どのような考えで廃棄物を自区内(青森県内)で処理する方針としているのか。

##### 【県からの説明】

本県だけでなく、秋田県、岩手県など各県とも自区内の廃棄物は自区内で処理していきたいという考えは共通です。

② 現在処理している2施設だけで平成24年度までに特別管理産業廃棄物の処理は可能なのか。

##### 【県からの説明】

特別管理産業廃棄物については、現在処理している2施設だけで平成24年度までに処理することが可能です。

#### (4) 浸出水処理施設に関するご質問

廃棄物を撤去した後、浸出水処理施設はいつまで残しておくのか。

##### 【県からの説明】

廃棄物撤去が完了した後も現場からの浸出水と周辺の水の水質が同等になるまで、浸出水処理施設を維持管理していく考えです。

#### (5) 技術顧問会に関するご質問

技術顧問会に住民が推薦する方を委員に加えてもらいたい。

##### 【県からの説明】

計画書案に関するご意見については、技術顧問会にこだわらず、いろんな機会をとらえて意見をいただいきたいと考えています。

#### (6) 原状回復事業の進捗状況（予算の執行状況）に関するご質問

浸出水処理施設、鉛直遮水壁及び廃棄物の撤去費用などどれくらいの事業費がこれまでかかっているのか。

##### 【県からの説明】

汚染拡散防止対策関係については、緊急対策として仮設浄化プラントの整備などを合わせて約2億3千4百万円、長期的対策として浸出水処理施設の整備に約19億9千万円、浸出水貯留池及び防災調整池の整備に約4億9千万円、鉛直遮水壁の造築などに約18億円、その他の土木工事的なものとして、洗車設備の整備に約8千5百万円の費用がかかっています。

## 2 住民の皆様からいただいた主なご意見

### (1) 情報提供などに関するご意見

- ① 前回の住民説明会から長期間経過しており、全体的に県の情報提供が少ない。
- ② 県の原状回復対策推進協議会よりも先に地元の本格撤去計画書案の説明を行うべきだった。
- ③ 本格撤去を行うときの処理施設、処理能力が分かったときにもう一度住民説明会を開いて、明確な答えをいただきたい。

### (2) 撤去対象量などに関するご意見

- ① 汚染土壌の撤去や廃棄物の比重（単位体積重量）の増加によっては撤去対象量が増えることから、今から撤去対象量を見直すべきである。
- ② 廃棄物の重量（トン数）の管理はしているが、容積管理はしていないのではないかと。容積管理していないとすれば信頼性に欠けるので、前処理を行う前の比重を出すべきである。

### (3) 廃棄物の処理先に関するご意見

特別管理産業廃棄物については町外で処理することも仕方がないが、普通産業廃棄物については現地処理という協力も地元としてできるのではないかと。

## ■不法投棄産業廃棄物の一次撤去状況

9月末までの不法投棄現場からの一次撤去状況は次のとおりとなりました。

(撤去量の単位：トン)

年度・月別	16年度実績		17年度実績		18年度8月まで		18年度9月		合計	
作業日数	67日		224日		99日		20日		410日	
搬出台数・搬出量	台数	撤去量	台数	撤去量	台数	撤去量	台数	撤去量	台数	撤去量
固形廃棄物	605	6,016	3,432	37,504	1,787	19,933	220	2,405	6,044	65,858
液状廃棄物	491	5,372	242	2,388	—	—	—	—	733	7,760
計	1,096	11,388	3,674	39,892	1,787	19,933	220	2,405	6,777	73,618